

事務連絡

令和8年5月20日

畜産業関係団体 御中

農林水産省畜産局企画課長

畜産振興課長

飼料課長

牛乳乳製品課長

食肉鶏卵課長

サイレージ用ラップ、牛個体識別耳標、人工授精関係資材、高分子凝集剤等の石油由来の畜産業関連資材の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、サイレージ用ラップ、牛個体識別耳標、人工授精関係資材、高分子凝集剤等の石油由来の畜産業関連資材（以下単に「畜産業関連資材」という。）について、その安定的な調達に不安の声があるものと承知しています。

これら石油関連製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を发出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
 - ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
 - ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し
- を要請しているところです。

併せて、畜産業関連資材の製造に必要な石油関連製品については、川上の石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもって改めて畜産業関連資材製造・流通事業者等に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼も踏まえ、別紙1及び別紙2のとおり、畜産業関連資材製造事業者及び流通事業者に対して要請したところですが、畜産業関連資材の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、調達困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなど畜産業関連資材の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、貴団体より会員各位への周知をお願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした調達をする、発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についても周知をお願い申し上げます。

畜産業関係の生産・加工・流通業者の皆様へ

燃料油や石油製品等の供給に関する 相談窓口を設置しました

農林水産省では、燃料供給に関する相談窓口を設置しています。
中東情勢の影響により、燃料油や石油製品等の確保に不安がある場合は、
お早めにご相談ください。

生産・加工・流通現場における燃油確保等のご相談はこちら

- [生産農場] 畜産局企画課 chikusan_soudan@maff.go.jp
- [牛乳乳製品関係] 畜産局牛乳乳製品課 gyunyu_sokatsu@maff.go.jp
- [食肉・鶏卵関係] 畜産局食肉鶏卵課 shokuniku_soumuML@maff.go.jp
- [飼料関係] 畜産局飼料課 feed-support@maff.go.jp

詳細はこちらのプレスリリースをご覧ください▶
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/260331.html>



農林水産省

別添

2026年5月20日

農林水産省 担当課長 殿

経済産業省 製造産業局 素材産業課長

石油関連製品の安定供給確保に向けた周知の御協力について

現下の中東情勢を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む）において、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応されているところです。

他方、流通面において、一部の需要家において石油関連製品の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、経済産業省としては、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対し、石油関連製品の安定供給の実施について要請しているところです（別紙参照）。

つきましては、上記要請を踏まえ、貴省から、所管分野で使用される資材の製造・流通事業者等に対し、

- ・石油関連製品の調達に支障が生じた場合に供給事業者と丁寧に協議頂くこと
- ・供給困難になる前に、早めに関係省庁の情報提供窓口を活用すること
- ・通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組を行うこと

など、石油関連製品の安定的な調達に向けた取組について、周知への御協力をお願いいたします。

(別紙)

2026年3月30日

石油関連製品事業者 各位

経済産業省 製造産業局長 伊吹 英明

石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む）におかれましては、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応頂いているところです。

他方、流通面において、一部の需要家において石油関連製品の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、国民生活に支障が生じることのないよう、特に医療用途等のサプライチェーンに留意いただき、石油関連製品の安定供給を実施されるよう要請します。

また、石油関連製品の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

◇本件に関するお問い合わせ先：

経済産業省 製造産業局 素材産業課 : 03-3501-1737

令和8年5月20日

畜産業関連資材製造事業者 各位

農林水産省畜産局企画課長

畜産振興課長

飼料課長

牛乳乳製品課長

食肉鶏卵課長

サイレージ用ラップ、牛個体識別耳標、人工授精関係資材、高分子凝集剤等の石油由来の畜産業関連資材の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、サイレージ用ラップ、牛個体識別耳標、人工授精関係資材、高分子凝集剤等の石油由来の畜産業関連資材（以下単に「畜産業関連資材」という。）について、その安定的な調達に不安の声があるものと承知しています。

これら石油関連製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を發出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
 - ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
 - ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し
- を要請しているところです。

併せて、畜産業関連資材の製造に必要な石油関連製品については、川上の石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもって改めて畜産業関連資材製造・流通事業者等に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼も踏まえ、別紙1及び別紙2のとおり、畜産業関連資材流通事業者及び畜産業関連事業者に対して要請したところですが、貴社におかれましても、畜産業関連資材の製造に必要な石油関連製品の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、供給困難になる前に、早めに相

談窓口を活用するなど畜産業関連資材の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についてもお願い申し上げます。

令和8年5月20日

畜産業関連資材流通事業者 各位

農林水産省畜産局企画課長

畜産振興課長

飼料課長

牛乳乳製品課長

食肉鶏卵課長

サイレージ用ラップ、牛個体識別耳標、人工授精関係資材、高分子凝集剤等の石油由来の畜産業関連資材の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、サイレージ用ラップ、牛個体識別耳標、人工授精関係資材、高分子凝集剤等の石油由来の畜産業関連資材（以下単に「畜産業関連資材」という。）について、その安定的な調達に不安の声があるものと承知しています。

これら石油関連製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を发出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
 - ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
 - ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し
- を要請しているところです。

併せて、畜産業関連資材の製造に必要な石油関連製品については、川上の石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもって改めて畜産業関連資材製造・流通事業者等に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼も踏まえ、別紙1及び別紙2のとおり、畜産業関連資材製造事業者及び畜産業関連事業者に対して要請したところですが、貴社におかれましても、畜産業関連資材の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、供給困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなど畜産業関連資材の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についてもお願い申し上げます。

また、このことを、貴社と取引のある流通事業者に対してもお伝えくださいますよう併せてお願い申し上げます。